

社会福祉法人山寿会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人山寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいい、定款第5条にいう評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、常務理事及びその他の使用人兼務理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいい、理事長を含む。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤理事に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事である使用人兼務常務理事及び使用人兼務理事 無報酬
- (2) 非常勤の役員である理事長及び外部理事 報酬支給
- (3) 監事 報酬支給
- (4) 評議員 報酬支給

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員の報酬は日額とし、評議員会の出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。

2 常勤役員及びこの法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける使用人兼務役員には報酬等は支給しない。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等この法人の業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

(報酬支払い方法)

第5条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第6条 この法人は、第2条第1項第1号、第2号、第3号による評議員、役員がその職務を行うために要する費用の弁償については、以下の定めによる。

- (1) 評議員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。
 - (2) 常勤役員及びこの法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける使用人兼務役員に対する費用弁償は、別に定める給与規程及び旅費規程による。
 - (3) 非常勤役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。
- 2 職務のため交通費等経費が発生した場合の費用は、市内からの移動の場合は、定額で1,000円、市外からの移動の場合、定額で2,000円の金額を弁償するものとする。
- 3 前々項第1号及び第3号の者から費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、タクシー利用の場合は、タクシーチケットにより支払うことができる。
- 4 前項にかかわらず、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

平成30年4月11日一部改定。

別表1 評議員の報酬（11名）及び年間上限総額（源泉所得税控除後の額とする。）

役職名	報酬の額 (1人当たり)	年間総額
評議員	日額 12,000 円	1,000,000 円

別表2 非常勤役員の報酬（非常勤理事9名、監事2名）及び年間上限総額（源泉所得税控除後の額とする。）

役職名	報酬の額 (1人当たり)	年間総額
理事長	日額 12,000 円	
理事長以外の 非常勤理事	日額 12,000 円	2,000,000 円
監事(監査等)	日額 15,000 円	
監事(理事会・ 評議員会出席)	日額 12,000 円	300,000 円

別表3 常勤役員

給与規程に基づき給与の支給を受ける常務理事及び使用人兼務理事に対する役員報酬は支給しない。